

令和3年5月21日

羽島郡各小・中学校
保護者のみな様

羽島郡二町教育委員会
教育長 野原 弘康

まん延防止等重点措置区域の指定を踏まえた対応について（お願い）

日頃より羽島郡二町教育委員会ならびに羽島郡各小・中学校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在も、新型コロナウイルス感染症対策として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、3密回避、体調管理）の徹底継続』を進めていただいております。

さて、まん延防止等重点措置区域の指定を踏まえ、より一層の対応が必要となりましたので、ご家庭においても「基本的な感染対策」の徹底とともに、下記の事項に留意し、感染防止対策に向けてご協力をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底

- 「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、手洗い（手指消毒）、換気、身体的距離の確保、飲食時は会話しない等、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 健康チェックは、休日においても必ず行っていただくとともに、休日に体調不良（発熱等）があった場合は、登校する前に学校へ報告するよう改めてお願いします。

2 感染が疑われる場合は登校しないことの徹底

- 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、以下の表に従った対応の徹底をお願いします。
- 表内の事情による自宅待機は欠席とせず出席停止として取り扱うなど、本人の不利益とならないよう配慮することになります。

	状況	児童生徒	教職員
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間）	
B	本人に発熱等の症状がある（*1）	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（医師の判断を経た後が望ましい） （一定期間の目安：症状がなくなって、48時間）	
C	本人がPCR検査を受検することになった	自宅待機（期間：受検理由により異なる）	

D	同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：濃厚接触者となった者のPCR検査の陰性が判明する迄）	自宅待機（期間：濃厚接触者となった家族等に対して、保健所が指示する期間）
E	同居の家族など一定の接触がある者に発熱等の症状がある（*1）	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（医師の判断を経た後が望ましい）） （一定期間の目安：症状がなくなって、48時間）	
F	同居の家族など一定の接触がある者がPCR検査を受検することになった（*2）	状況により個別に判断（*3）	自宅待機（期間：受検理由により異なる）

（*1）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患に起因する場合」は原則として自宅待機は不要

（*2）「手術のためのPCR検査や定期的なPCR検査等の形式的なPCR検査」については原則として自宅待機は不要

（*3）濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR検査等を受検する場合は自宅待機。
保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

3 PCR検査の受検が決定した場合などの学校への連絡の徹底

- 休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者のPCR検査の受検が決定した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡することの徹底をお願いします。

◇対策のポイント◇

- 自宅で夜に発熱しても、翌朝解熱したため病院に行かないまま登校してしまい、学校で体調不良、検査で陽性となったケースもあるようです。発熱などの風邪症状が出た場合は行動を控え、まずは病院で診察を受けるようお願いします。
- また、熱が下がったからといってすぐ登校するのは避けることが望ましいと考えられます。医療従事者においては、解熱など体調が回復した後も、例えば48時間程度は自宅で待機している例もあります。（こうした自宅待機も出席停止の取扱いが可能です。）